

平成 21 年 6 月 11 日

各 位

会社名 アプライド株式会社
 代表者名 代表取締役会長 岡 義治
 (コード番号：3020)
 問合せ先 専務取締役 坂井 雅実
 (TEL 092 - 481 - 7801)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 11 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 27 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業拡大に備えるため、現行定款第 2 条(目的)を一部追加するものであります。
- (2) 平成16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16 年法律第88 号)が平成21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
 また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則(変更案附則第 1 条および第 2 条)を設けるものです。
- (3) 株主総会の運営について当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会が定める取締役が株主総会の議長にあたるよう、現行定款第15条(招集権者および議長)を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第 2 条 (条文省略)	第 2 条 (現行どおり)
(1) ~ (10) (条文省略)	(1) ~ (10) (現行どおり)
(新設)	<u>(11)経営コンサルタントおよび各種マーケティングリサーチ業務</u>
(新設)	<u>(12)ペットショップの経営ならびにペット用品の企画、製作、販売、輸出入</u>
(新設)	<u>(13)インターネットに関する総合コンサルティング業務</u>
(新設)	<u>(14)ソフトウェアの企画、設計、開発および販売、保守ならびに顧客へのサポート業務</u>
(新設)	<u>(15)医薬部外品および化粧品の販売および輸出入</u>
(新設)	<u>(16)各種イベントの企画、制作、運営、管理</u>
(新設)	<u>(17)出版業、印刷業および広告宣伝代理業</u>
(11)前各号に附帯する一切の業務	<u>(18)前各号に附帯する一切の業務</u>
第 3 条 ~ 第 6 条 (条文省略)	第 3 条 ~ 第 6 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(株券の発行) 第7条 当社の株式については、株券を発行する	(削除)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 (条文省略) 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券は発行しない。	(単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削除)
(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)～(3) (条文省略)	(1)～(3) (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、取扱わない。	(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、取扱わない。
第12条～第14条 (条文省略)	第11条～第13条 (現行どおり)
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会にてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。 2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第16条～第38条 (条文省略) (新設)	第15条～第37条 (現行どおり) (附則) 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年6月26日(金)
平成21年6月26日(金)

以上